（№　L-2023-001）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発信日　　2023年5月24日 | 受信日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会社名　安藤ハザマ | 反映対象バージョン：実装規約 | | | | | |
| 企業識別コード　211040 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 1 |
| 部署名　　経営戦略本部DX戦略部システム開発基盤グループ | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名　西村高志 |
| 連絡先 TEL: 03-3575-6097  FAX: 03-6234-3709 |
| 件名　[1096]消費税額の定義の改正 | | | | | | |

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求内容】

1. 改訂対象

・[1096]消費税額のデータ定義について、枝番契約となる場合の計算方法として、累積契約金額から算出することがわかるよう表現の見直しを要望。

1. 問題点
2. [1090]調整後帳票金額計　が累積の契約金額から消費税を求める方法か､当初契約､枝番契約ごとの消費税を積み上げて消費税を求める方法か､不明確である。

そのため、枝番契約においても、累積の契約金額から消費税を求める方法が正しいとするのであれば、わかりやすい表現にすべきである。

1. 定義に｢請求書の場合は[1112]今回請求金額計｣が記載されているのは不適切である｡
2. 定義は、全てのメッセージにおいて、唯一の内容とすべきである。

[1096]消費税額　に関する定義には、ふたつの記載があるため不適切である。

A[1096]消費税額の定義：[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）に対する消費税の合計。

購買見積、注文、出来高・請求・立替金・契約打切業務のメッセージ

B[1096]消費税額の定義：[1090]調整後帳票金額計に対する消費税の合計。

工事請負契約外取引業務のメッセージ

なお、当該改訂は記載内容の修正であり、実運用に影響を与える内容ではない。そのため、指針・参考資料等へ記載する等の詳細な運用方法の整理は行わない。

2023/9/6　事務局

｢表B.Ⅵ-x　契約時の消費税額の計算例｣は、指針・参考資料に掲載するか、課題である。

1. 改訂内容
2. 注文

・P253　 B.Ⅵ.注文　（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2　ad.0　のページ番号）

変更前

----------開始----------

|  |
| --- |
| [1096]消費税額  　[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）に対する消費税の合計。 |

・単位は円。

・小数点以下切り捨て。

|  |
| --- |
| [1097]最終帳票金額  　[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）＋[1096]消費税額。 |

・[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

・単位は円。

----------終了----------

変更後

----------開始----------

|  |
| --- |
| [1096]消費税額  　[1090]調整後帳票金額計~~（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）~~に対する消費税額~~の合計~~。 |

・単位は円。

・小数点以下切り捨て。

・枝番契約（増減契約、追加契約）の場合は、[1090]調整後帳票金額計の合計（累積）に対する消費税額とそれまでの当初契約や枝番契約の[1090]調整後帳票金額計の合計（累積）に対する消費税額の差額とする｡

2023/9/11　安藤ハザマ西村

｢累積｣の明示と｢それまでの当初契約や枝番契約の[1090]調整後帳票金額計の合計（累積）に対する消費税額の差額｣を明示する必要がある｡

・追加契約の場合の消費税額の計算例を示す。

2023/9/6　事務局

｢表B.Ⅵ-x　契約時の消費税額の計算例｣は、指針・参考資料に掲載するか、課題である。

表B.Ⅵ-x　契約時の消費税額の計算例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 契約金額 | 消費税額  （切り捨ての場合） | 最終の契約金額  （税込み） |
| 当初契約 | 105円 | 10円 |  |
| 枝番契約 | 105円 | 11円(21-10) |  |
| 計 | 210円 | 21円  消費税額は、累積の契約金額210円から求めて21円とする｡ | 231円 |

|  |
| --- |
| [1097]最終帳票金額  　[1090]調整後帳票金額計~~（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）~~＋[1096]消費税額。 |

・[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

・単位は円。

・枝番契約（増減、追加契約）の場合は、[1090]調整後帳票金額計の合計に対する消費税額。

----------終了----------

1. 出来高・請求・立替金・契約打切

・P332　 B.Ⅶ. 出来高・請求・立替金・契約打切　（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2　ad.0　のページ番号）

変更前

----------開始----------

|  |
| --- |
| [1096]消費税額  　[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）に対する消費税の合計。 |

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

・[1395]消費税額(調整前)+[1396]消費税額調整額。（「図B.Ⅶ-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算出定方法」のA、B、D方式の場合のみ）

・[1394]今回迄累積消費税額計－[1393]前回迄累積消費税額計。（「図B.Ⅶ-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算出定方法」のC方式の場合のみ）

・単位は円。

【立替金報告、立替金確認】

・[1398] 適用区分別消費税額の合計

・単位は円。

----------終了----------

変更後

----------開始----------

|  |
| --- |
| [1096]消費税額  　[1090]調整後帳票金額計~~（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）~~に対する消費税額~~の合計~~。 |

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

・[1395]消費税額(調整前)+[1396]消費税額調整額。（「図B.Ⅶ-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算出定方法」のA、B、D方式の場合のみ）

・[1394]今回迄累積消費税額計－[1393]前回迄累積消費税額計。（「図B.Ⅶ-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算出定方法」のC方式の場合のみ）

・単位は円。

・計算方法は、請求算定方式（A～D方式）ごとに異なるため、｢出来高金額、請求金額算定方法｣を参照のこと。

【立替金報告、立替金確認】

・[1398] 適用区分別消費税額の合計

・単位は円。

|  |
| --- |
| [1097]最終帳票金額  　[1090]調整後帳票金額計~~（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）~~＋[1096]消費税額。 |

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

・[1112]今回請求金額計+[1096]消費税額（「図B.Ⅶ-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」のA、B方式の場合）。

・[1160]税込今回迄累積請求金額計-[1159]税込前回迄累積請求金額計(「図B.Ⅶ-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」のC、D方式の場合)。

・単位は円。

・計算方法は、請求算定方式（A～D方式）ごとに異なるため、｢出来高金額、請求金額算定方法｣を参照のこと。

【立替金報告、立替金確認】

・[1088]明細金額計+[1096]消費税額。

・[57]消費税コードが｢1（内税）｣の場合､[1096]消費税額を加えてはならない。

・単位は円。

----------終了----------

（№　L-2023-001）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2023年8月3日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  　[1096]消費税額の定義の改正 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | ○ | 一部ASPベンダ（FJJ）にて、システムの改修が必要 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | × |  |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | ○ | 一部ASPベンダ（FJJ）にて、システムの改修が必要 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か | ○ | インボイス試行までに対応が必要 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ○ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | ○ | インボイス試行までに対応が必要 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  第4回標準委員会2024/3/7  検討の発端は､[1096]消費税額､[1097]最終帳票金額の定義において｢消費税の合計額｣の記載が､どの項目の合計なのか､また消費税額の計算方法にて累積計算方法のように取れてしまう等の曖昧さがあったためである｡CR　L-2023-001にて課題とした｡  当初の上記課題については､実装規約内で言及する必要はないと判断され、取り下げとした｡  ただし､以下の課題は改正する必要があるためCR　L-2023-004を提案する｡  データ項目の定義は､各メッセージにおいて共通(同一)であることが正しい｡しかし､[1096]消費税額､[1097]最終帳票金額では､共通の記載となっていない部分があり正したい｡ |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |